

豊田都市計画用途地域の変更（みよし市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 蔽 率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層 住居専用地域  小計	約 34 ha	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	24.3%
	約 158 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	
	約 70 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	
	約 262 ha						
第二種低層 住居専用地域	約 19 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	1.8%
第一種中高層 住居専用地域  小計	約 78 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	11.0%
	約 41 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 119 ha						
第二種中高層 住居専用地域	約 33 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.1%
第一種 住居地域	約 132 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	12.3%
第二種 住居地域	約 55 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1%
準住居地域	約 17 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.6%
近隣商業 地	約 21 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	1.9%
商業地域	約 13 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	1.2%
準工業地域	約 12 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.1%
工業地域	約 149 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	13.9%
工業専用 地	約 244 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	22.7%
合 計	約 1,076 ha						100%

「種類・位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域区分の変更に伴い、将来の土地利用計画、土地利用現況及び都市施設の整備計画等を総合的に勘案し、適切な用途地域を定めるものである。